

第2節 地域でともに支えあう仕組みを充実する

現状と課題

高齢化や核家族化の進行に伴い、一人暮らしの高齢者や障害者、ひとり親家庭など生活支援を必要としている人々が孤立して生活している状況が生じています。このため、地域に住む一人ひとりの市民が安心して心豊かな生活を送るために地域内の市民相互の支え合いが求められています。また、社会福祉制度は、「措置から契約」に変わり利用者が自己選択・自己決定できるなど、社会福祉の基本的な仕組みが変化し、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化してきています。

こうしたなか、今後とも、「城陽市地域福祉計画」を推進するとともに、地域に暮らす市民一人ひとりがともに支え合い助け合える社会の実現をめざすため、市民、関係団体、事業者、行政の役割分担と協力のもと、その仕組みづくりや活動の場となる施設の整備が必要となっています。

また、住宅都市として発展してきた本市においては、特に今後、団塊の世代の大量退職や高齢化の進行により、“地域”に戻ってくる人々が多数見込まれており、その貴重な経験や意欲を「地域の力」として、地域社会全体で活用していくことが求められています。

基本方針

市民、関係団体、事業者、行政が協働のもと、それぞれの役割を自覚して「地域の力」で支えあうことにより、市民一人ひとりが地域でいきいきと暮らせる生活の実現をめざすとともに、その活動の場となる施設整備の充実をめざします。

まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の	10年後の	めざすべき
				目標	目標	
地域見守りネットワークの組織数	市内10校区において、活動されている見守りネットワークの組織数	校区	9	10	10	10
福祉分野でボランティア・市民活動している人数	社会福祉協議会ボランティア活動に登録されている人数	人	827	1,104	1,404	
福祉分野で登録している団体数	市補助団体および社会福祉協議会ボランティア登録団体数	団体	26	28	35	

主な施策の展開

(1) 協働で支えあう体制づくり

市民が安心して暮らすことのできる地域福祉の確立を支援するため、市民、関係団体、事業者、行政がそれぞれの知識・技能を活かしながら、自主的、自発的にボランティア活動など地域福祉活動に取り組める協働の体制を構築します。

団塊の世代をはじめとする市民の経験・知識・意欲を地域社会で活用するため、地域活動の促進や就労機会の拡充など、環境整備に向けた取り組みを進めます。

また、民生児童委員と連携した地域福祉の支援体制の充実に努めます。

(2) 地域福祉活動団体等への支援

校区社会福祉協議会を中心として展開されている小地域福祉活動（高齢者・障害者・児童分野など）の充実と活性化を図るため、城陽市社会福祉協議会を通じて支援を行います。

(3) 地域福祉関連施設の整備

地域の福祉活動を支援するため、社会福祉法人などの施設整備に対する助成や既存施設の有効活用を図るとともに、公共施設はもとより民間施設についても、だれもが利用しやすいような施設となるよう、「城陽市住みよい福祉のまちづくり推進指針」に基づく整備に努めます。

市民まちづくりワークショップからの提言

市民の役割(例示)

困りごとや不安を抱え込まないで、民生児童委員や身近な相談機関などに気軽に相談する。

事業者などは提供しているサービスの内容や費用負担、相談内容などについて、積極的に情報提供する。

事業所などが相互に情報交換を行い、行政と連携してサービスの向上に取り組む。

元気な高齢者は、要介護高齢者の支援、子育て中の若い家族の支援、学校教育の支援などまちづくりに参加する。

【用語説明】

地域見守りネットワーク：小地域を単位として近隣の人や関係機関が、見守り、声かけ活動などを行い、誰もが安心して住みなれた地域で、暮らせるような地域づくり、まちづくりを進める活動。